

海部小学校 情報発信ガイドライン

目的

1. このガイドラインは、開かれた学校づくりを推進するための、インターネットを活用した、情報発信にかかる基本的なガイドラインを定めることを目的とする。

範囲

2. このガイドラインが規定する範囲は、インターネットに関する情報通信において特に不特定多数のアクセスが可能なウェブサイトに対するものである。

内容

1. 学校経営（概要、目標、沿革等）に関する内容
2. 児童の学校生活に関する内容
3. 児童の学習や活動の成果に関する内容
4. 児童の学習を支援する教材や資料に関する内容
5. 教育実践や研究に関する内容
6. その他、学校運営に関連する内容で学校長が承認した内容

個人情報の保護

1. 公開禁止事項
 - ・次の事項については何人も発信してはならない。児童、保護者、教職員に関する個人情報。ここにいう個人情報とは、「氏名・年齢・住所・電話・ファックス番号・メールアドレス・生年月日・学習成績・家庭環境・身体や健康」に関する事項をいう。
2. 肖像の取り扱い
 - ・明確に個人が特定できる時はその承諾が得られている場合。
3. 著作物の取り扱い
 - ・児童の作品を掲載する場合は、本人もしくは保護者の承諾が得られている場合。
4. 掲載情報の著作権
 - ・掲載する情報の著作権は全て本校にあるものとする。

利用制限

1. 本校ウェブサイトの一部においては、それを閲覧できる者を本校の児童、保護者、教職員および学区住民に限定する。
2. 制限しないページについては、ウェブ上のものとして取り扱う。

管理及び運営

1. 学校ウェブサイトに関する責任は学校長が負う。
2. 学校ウェブサイトにおいて発信していることを，児童・保護者等に対して適切に周知するとともに，アドレスを公開すること。
3. 学校ウェブサイトの一部についてはパスワードで管理し，閲覧を制限する。
4. 学校ウェブサイトの内容は適宜，更新に努めること。
5. 学校ウェブサイトの更新は，主としてウェブサイト担当者が行うものとする。但しその内容については，事前に当該の学校内組織（学年や教職員など）の了解を得るとともに学校長の承認を得ること。
6. 必要に応じて他のページとリンクを張ったり，その内容を参照する場合は，その著作権に留意するとともに，利用する場合は著作権者の承諾を得ること。また，その出典を明示すること。
7. 営業を目的とするページへのリンクは原則張ってはならない。但し，教育的に有益であると判断される場合は，その限りではない。
8. 掲載している内容については，原則，その年度が終了した時点で保存すること。但し，年度を越えて有益と判断される場合はその限りでない。
9. 児童やその保護者から当該児童に関わる内容について，訂正や削除の要請があった場合は速やかに変更もしくは削除すること。
10. 教育委員会ははじめ地域や組織・団体等から，学校ウェブサイトの掲載内容について問題点を指摘された場合は，速やかに学校内で協議し適切な対応をとるとともに，その対応結果について当該の組織等へ連絡をすること。
11. 学校ウェブサイトが無断で改竄されたり，不正アクセス等による被害を被ったりした場合は，至急，その公開を中止するとともに，教育委員会等に連絡すること。